

○国立研究開発法人水産研究・教育機構防災業務計画

	平成13年	4月	1日付け	13水研第	47号
改正	平成13年	8月23日付け	13水研第	728号	
改正	平成15年	10月1日付け	15水研第	1141号	
改正	平成18年	4月1日付け	17水研本第	2090号	
改正	平成21年	4月1日付け	20水研本第	1610号	
改正	平成23年	4月1日付け	23水研本第	30401054号	
改正	平成25年	2月27日付け	24水研本第	50227004号	
改正	平成27年	4月1日付け	26水研本第	70325001号	
改正	平成28年	4月1日付け	28水機本第	80401008号	
改正	平成29年	5月24日付け	29水機本第	90517002号	
改正	令和3年	3月29日付け	2水機本第	20032301号	
改正	令和4年	11月4日付け	4水機本第	695号	

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 防災に関する組織（第5条～第8条）
- 第3章 防災に関する研究及び調査並びに技術支援（第9条～第14条）
- 第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画（第15条）
- 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画（第16条）
- 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第17条）
- 第7章 機構の災害予防及び応急復旧対策（第18条）
- 附 則

第1章総則

（目的）

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が防災に関しとるべき措置を定め、農林水産省、関係行政機関、地方公共団体その他関係公共機関（以下「関係機関」という。）による災害対策の迅速かつ適切な実施に資することを目的とする。

（実施方針）

第2条 機構は、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）に規定する業務を行うほか、法令等により関係機関が実施する災害対策の技術支援を行うものとする。

（計画の対象）

第3条 この計画で対象とする災害とは、農林水産省防災業務計画（昭和38年9月6日付け38総第915号）における第2編から第7編の災害のうち、漁業・水産業用施設及び漁港施設等に係る災害をいう。

（災害対策支援マニュアルの作成）

第4条 関係機関が実施する災害対策の技術支援を円滑に推進するため、この計画に基づく具体的かつ網羅的な災害対策支援マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。

第2章 防災に関する組織

（防災会議の設置）

第5条 機構に、防災会議を設置する。

2 防災会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（1） 防災業務計画の策定、変更及び実施に関する事項

（2） その他、防災に関する重要事項

（防災会議の組織）

第6条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、理事長をもって充てる。

3 会長は、会議を召集し主宰する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその業務を代行する。

5 委員は、理事及び経営企画部長、総務部長及び開発調査センター所長によって構成する。

6 会長は、必要に応じて、委員以外の職員を会議に召集することができる。

7 会議の庶務は、総務部総務課において行う。

（支援本部及び現地対策本部の設置）

第7条 理事長は、機構に災害対策基本法第28条に定める非常災害対策本部長又は同法第28条の6に定める緊急災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）による災害対策支援の指示がなされた場合においては、機構に災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を、国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程（13水研第52号）

第2条第2項に規定する研究所及び水産大学校（以下「研究所等」という。）に現地災害対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置するものとする。

2 理事長は、関係機関から災害対策支援に係る要請がなされた場合においては、機構に支援本部を、研究所等に現地対策本部を設置することができるものとする。

（支援本部及び現地対策本部の組織並びに運営）

第8条 支援本部及び現地対策本部の組織並びに運営に関する事項については、別に定めるマニュアルによるものとする。

第3章 防災に関する研究及び調査並びに技術支援

（防災に関する研究）

第9条 機構は、第3条に規定する各種災害における予防対策の計画的かつ効果的な推進に資するため、漁業及び水産業用施設の安全性、漁港施設の保全等に関する試験及び研究並びに調査を実施するものとする。

（研究の成果）

第10条 研究の成果は、機関誌等を通じて関係機関への周知に努めるものとする。

（情報の収集）

第11条 機構は、災害対策支援態勢を整えるため、災害の概括的な情報を収集し、災害規模の早期把握を行うものとする。

2 災害発生後の時期に応じた情報収集に努めるとともに、関係機関の災害応急対策又は災害復旧を技術支援するために必要な情報の分析及び伝達に努めるものとする。

（災害調査）

第12条 機構は、被災した地域の技術支援に必要な情報を得るため、マスコミ情報の収集及び関係機関からの情報の収集並びに職員の派遣等により災害調査を行うものとする。

（技術支援）

第13条 機構は、災害対策本部長からの指示又は関係機関からの要請に基づき、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧に資するための技術支援に努めるとともに、必要に応じて職員の派遣を行うものとする。

（災害対策支援態勢）

第14条 災害時において、被災状況を迅速に把握し、関係機関による災害復旧を適切に技術支援するため、平素から被災状況に応じて技術支援が可能な内容を周知するとともに、各機関と情報及び資料の交換等を含めて連絡を密にし、相互の応援協力態勢をあらかじめ定めておくなど、緊急時の協力態勢の整備を図るものとする。

第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

(対策の強化)

第15条 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の地震防災対策強化地域については、各章に定めている必要な対策を推進するほか、次項及び第3項により地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

2 地震防災応急対策

(1) 地震予知情報等の伝達

気象庁が東海地震に関連する観測情報、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を発表した場合又は警戒宣言若しくは警戒解除宣言が発せられた場合には、その旨を速やかに緊急連絡網により、防災会議の会長、委員及び防災担当職員に伝達する。

(2) 東海地震注意情報に基づく防災対応

気象庁が東海地震注意情報を発表した場合には、防災担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

(3) 支援本部及び現地対策本部の設置

警戒宣言が発せられた場合には、理事長は、第7条の規定に基づき支援本部及び現地対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

3 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当職員の緊急参集、支援本部及び現地対策本部の設置準備等について実施するものとする。

また、防災業務に従事する職員に対して、東海地震について防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

(対策の強化)

第16条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の南海トラフ地震防災対策推進地域については、各章に定めている必要な対策を推進するほか、次項及び第3項により地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

2 防災体制及び応急対策

南海トラフ地震が発生した場合、その旨を速やかに緊急連絡網により、防災会議の会長、委員及び防災担当職員に伝達するものとする。また、防災担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

さらに、理事長は、第7条の規定に基づき支援本部及び現地対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

3 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

南海トラフ地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当職員の緊急参集、支援本部及び現地対策本部の設置準備等について実施するものとする。

また、防災業務に従事する職員に対して、南海トラフ地震について防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(対策の強化)

第17条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域については、各章に定めている必要な対策を推進するほか、次項及び第3項により地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

2 防災体制及び応急対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、その旨を速やかに緊急連絡網により、防災会議の会長、委員及び防災担当職員に伝達するものとする。また、防災担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

さらに、理事長は、第7条の規定に基づき支援本部及び現地対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

3 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当職員の緊急参集、支援本部及び現地対策本部の設置準備等について実施するものとする。

また、防災業務に従事する職員に対して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

第7章 機構の災害予防及び応急復旧対策

(災害予防及び応急復旧)

第18条 機構の危機管理体制の整備、応急復旧、二次災害防止対策等については、別に定めるマニュアルによるものとする。

附則

この計画は、平成13年4月1日から施行する。

附則〔平成13年8月23日付け13水研第728号〕この計画は、平成13年8月23日から施行する。

附則〔平成15年10月1日付け15水研第1141号〕この計画は、平成15年10月1日から施行する。

附則〔平成18年4月1日付け17水研本第2090号〕この計画は、平成18年4月1日から施行する。

附則〔平成21年4月1日付け20水研本第1610号〕この計画は、平成21年4月1日から施行する。

附則〔平成23年4月1日付け23水研本第30401054号〕この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附則〔平成25年2月27日付け24水研本第50227004号〕この計画は、平成25年2月27日から施行する。

附則〔平成27年4月1日付け26水研本第70325001号〕この計画は、平成27年4月1日から施行する。

附則〔平成28年4月1日付け28水機本第80401008号〕この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附則〔平成29年5月24日付け29水機本第90517002号〕この計画は、平成29年5月24日から施行する。

附則〔令和3年3月29日付け2水機本第20032301号〕この計画は、令和3年4月1日から施行する。

附則〔令和4年11月4日付け4水機本第695号〕この計画は、令和4年11月4日から施行する。